

防地防第2567号  
20.3.7  
一部改正 防地防第9091号  
25.6.27  
防地防第4349号  
26.3.28  
防地防(事)第180号  
28.4.1  
防地防(事)第149号  
29.3.31  
防地防(事)第141号  
30.3.30  
防地防(事)第155号  
31.4.25  
防地防(事)第182号  
令和2年3月31日  
防地防(事)第98号  
令和3年4月1日  
防地地(事)第146号  
令和4年4月1日  
防地地(事)第127号  
令和5年3月31日  
防地地(事)第136号  
令和6年3月29日

各地方防衛局長 殿

事務次官  
(公印省略)

民生安定施設の防音機能復旧工事に係る補助の割合又は額について(通達)

標記について、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49年政令第228号)第12条の規定に基づき、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、民生安定施設の防音機能復旧工事に係る補助の割合及び補助の額について(施本第1230号(CFS)(平成6年6月28日))は廃止する。

添付書類: 別紙

民生安定施設の防音機能復旧工事に係る補助の割合又は額について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第12条の規定により、防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号。以下「旧法」という。）第4条又は防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき交付した補助金により自衛隊等の航空機等により生ずる音響の障害の緩和措置を講じた施設（旧法第3条第2項若しくは法第3条第2項の規定に基づき補助金を交付した施設、又は行政措置により防音工事に係る補助金を交付した学校、病院及びこれらに類する施設で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する財産の処分により法第8条に規定する施設へ転用された施設を含む。以下「防音工事を実施した施設」という。）のうち設置後15年以上経過し、防音機能が低下しているものの復旧工事（以下「防音機能復旧工事」という。）について、防衛大臣が定める補助の割合又は額は、下記のとおりとする。

#### 記

- 1 児童養護施設、看護師養成所、准看護師養成所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係る補助の割合は、10分の7.5とし、市町村の消防の用に供する庁舎に係る補助の割合は、10分の5とする。
- 2 農業用施設のうち農民研修施設及び農民集会施設、林業用施設のうち林業研修施設、漁業用施設のうち漁民研修施設、市町村の主たる事務所並びに商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設に係る補助の割合は、3分の2とする。ただし、補助の対象とする経費（以下「事業費」という。）に3分の2を乗じて得た額が、付表1に掲げる区分に応じ、それぞれの補助限度額の項に掲げる額に防音機能復旧工事を実施する部分の床面積（以下「防音機能復旧工事床面積」という。）及び付表3に掲げる地域の区分に応じ、同表に定める係数（以下「地域係数」という。）を乗じて得た額を超える場合には、それぞれの補助限度額

の項に掲げる額に防音機能復旧工事床面積及び地域係数を乗じて得たものを事業費で除して得た割合とする。

この場合において、防音工事を実施した施設が、その防音工事の施行の際の防衛大臣が定める補助に係る施設の基準面積（以下「施行時基準面積」という。）を超えて設置されているときの防音機能復旧工事床面積は、次式により算定した面積とする。

$$\text{防音機能復旧工事を要する床面積} \times \frac{\text{施行時基準面積}}{\text{延べ床面積}}$$

注： 延べ床面積は、防音工事の施行に伴い必要増となる機械室等の床面積を含まない。

- 3 老人福祉センター及び一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設に係る補助の額は、付表2の補助定額の項に掲げる額に防音機能復旧工事床面積及び地域係数を乗じて得た額とする。

項	防音工事を実施した施設	補助限度額 (1㎡当たり)			
		気密建具等取替工事		内装材取替工事	空気調和設備取替工事
		1 級	2 級		
1	農民研修施設 林業研修施設 漁民研修施設	91,700円	82,800円	14,000円	46,500円
2	農民集会施設	91,700円	82,800円	14,000円	44,600円
3	市町村の主たる事務所	91,700円	82,800円	14,000円	45,300円
4	商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設	91,700円	82,800円	14,000円	39,200円

注：1 補助限度額の欄に掲げる気密建具等取替工事、内装材取替工事及び空気調和設備取替工事とは、次の工事をいう。

- (1) 気密建具等取替工事： 防音工事を実施した施設における金属製気密建具、木製気密建具又はガラスブロックの取替工事及びこれに伴い必要となる改修工事
- (2) 内装材取替工事： 防音工事を実施した施設における内装材の取替工事及びこれに伴い必要となる改修工事
- (3) 空気調和設備取替工事： 防音工事を実施した施設における空気調和設備の取替・改善工事及びこれに伴い必要となる改修工事

2 補助限度額の欄に掲げる1級及び2級とは、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第121号）別表第2に規定する1級工事（以下「1級工事」という。）又は2級工事（以下「2級工事」という。）の別をいう。

項	防音工事を実施した施設	補助定額 (1㎡当たり)			
		気密建具等取替工事		内装材取替工事	空気調和設備取替工事
		1 級	2 級		
1	老人福祉センター	91,700円	82,800円	14,000円	46,500円
2	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設 (3及び4の項に掲げる施設を除く。)	91,700円	82,800円	14,000円	39,200円
3	特別集会施設	91,700円	82,800円	14,000円	45,300円
4	コミュニティ供用施設 児童館 自治会集会所	91,700円	82,800円	14,000円	46,500円

注：1 補助定額の欄に掲げる気密建具等取替工事、内装材取替工事及び空気調和設備取替工事とは、次の工事をいう。

- (1) 気密建具等取替工事： 防音工事を実施した施設における金属製気密建具、木製気密建具又はガラスブロックの取替工事及びこれに伴い必要となる改修工事
- (2) 内装材取替工事： 防音工事を実施した施設における内装材の取替工事及びこれに伴い必要となる改修工事
- (3) 空気調和設備取替工事： 防音工事を実施した施設における空気調和設備の取替・改善工事及びこれに伴い必要となる改修工事

2 補助定額の欄に掲げる1級及び2級とは、1級工事又は2級工事の別をいう。

付表 3

地域	係数	地域	係数
北海道		福井	0.96
道北	1.07	滋賀	0.98
道東	1.08	京都	0.98
道央	1.06	大阪	0.98
道南	1.07	兵庫	0.97
(離島)		奈良	0.98
奥尻島	1.26	和歌山	0.98
礼文島及び利尻島	1.31		
青森	0.98	鳥取	0.94
岩手	1.01	島根	0.94
宮城	1.01	岡山	0.95
秋田	0.99	広島	0.94
山形	0.99	山口	0.95
福島	0.99	(離島)	
		瀬戸内海の離島	1.05
		隠岐諸島	1.22
茨城	0.99	徳島	1.01
栃木	1.00	香川	0.99
群馬	0.99	愛媛	0.99
埼玉	1.00	高知	0.99
千葉	1.00		
東京	1.00	福岡	0.99
神奈川	1.00	佐賀	0.97
山梨	1.00	長崎	0.97
長野	1.00	熊本	0.99
(離島)		大分	0.99
大島	1.17	宮崎	0.99
八丈島	1.61	鹿児島	1.00
上記以外の伊豆諸島	1.50	(離島)	
小笠原諸島	2.21	五島列島	1.19
		対馬	1.24
新潟	0.98	壱岐島	1.17
富山	0.99	大隅諸島	1.25
石川	0.98	奄美群島	1.35
(離島)			
佐渡島	1.07	沖縄	1.05
		(離島)	
岐阜	0.98	宮古島	1.17
静岡	0.98	石垣島	1.18
愛知	0.98	八重山列島(石垣島を除く。)	1.33
三重	0.99	大東諸島	1.51

注：道北（宗谷、上川及び留萌）、道東（オホーツク、根室、釧路及び十勝）、道央（空知、石狩、後志、胆振及び日高）及び道南（檜山及び渡島）は、総合振興局又は振興局の所管区域を指す。